



新津商工会議所

No.298-1 2011年4月20日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

URL:<http://www.niitsu.or.jp>・Email:n-cci@fsinet.or.jp

善意に感謝いたします。 東日本大震災義援金について

当所では3月11日に発生した東日本大震災による被災地の復興を支援するため、いち早く義援金窓口を開設するとともに、各商店街並びに会員事業所の139ヶ所に募金箱を設置いたしました。

当所の他、役員、議員、青年部、女性会からも多額の寄付を頂いており、4月中旬での窓口受付分は110万程度の義援金が集まっております。

義援金の受付は4月末日までとなっております。

皆様の温かいご協力をお願い申し上げます。

お役立ち冊子差し上げます

創業&経営革新に成功した事例を一挙紹介！

「中小小売店に必要な販促術」「今日からできる経営革新」etc..

ご希望の方は、お電話で連絡の上おこしく下さい。(TEL:22-0121)

会費口座振替のご案内

平成23年度分の商工会議所会費および特定商工業者負担金を5月10日(火)にご指定の口座より振替させていただきます。

何卒よろしくごお願い申し上げます。



安心をお届けする商工会議所共済

ベストウイズキャンペーン 5/9~6/30まで実施

当所では、会員事業所の福利厚生対策の一環として「終身医療保険1095」「低払いもどし金型定期保険」等をお勧めしております。

5・6月の2ヶ月間を特別加入月間として、会員の皆様へ加入のお願いをする予定ですので、この機会にご検討くださいますようお願いいたします。

一生涯の医療・介護保障

(「終身医療保険1095」・「介護保険」・「ガン収入保障保険」)

役員向けの保障と退職金

(「LTP低払いもどし金型定期保険」・「遡増定期保険」)

日本年金機構からのお知らせ

事業主のみなさまへ

従業員を採用したときは資格取得届けを忘れずに！

従業員を採用したときには「被保険者資格取得届」を5日以内に提出してください。

原則として20歳以上の方は基礎年金番号をお持ちであることから、年金手帳により確認を行ったうえで、「被保険者資格取得届」への基礎年金番号の記入をお願いいたします。年金手帳を紛失したために基礎年金番号が確認できない場合は「年金手帳再交付申請書」を添えて提出して下さい。

また、被扶養者がいる場合には「被扶養者(異動)届」を同時に提出してください。

基礎年金番号の記入が無い場合、加入記録が適切に管理されないなど、ご本人に不利益がある場合もありますので、お手数ですが宜しくお願いします。

老齢厚生年金を受給されている方の提出もれはありませんか？

厚生年金保険の適用事業所に勤めている方(パートなど短期間就労者については、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般の従業員のおおむね4分の3以上の方)については、本人の意思に関らず、70歳未満であれば厚生年金保険に加入しなければなりません。

老齢厚生年金を受給されている場合であっても、加入の条件を満たしていれば厚生年金保険の被保険者となりますので、「被保険者資格取得届」を提出してください。

70歳以上の方(昭和12年4月2日以降に生まれた方に限りません)についても在職中は年金額の調整を行う必要がありますので、70歳以上の方を採用された際は「70歳以上被用者該当届」の提出が必要となります。

なお、70歳以上の方は厚生年金保険の被保険者とはならないため、厚生年金保険の保険料は徴収されません。

在職老齢年金の支給停止基準が平成23年度4月1日より変更となりました

在職老齢年金(在職中に受ける老齢厚生年金)を受給されている方の年金額は、受給されている老齢厚生年金の月額と総報酬月額相当額により支給停止基準額が決定され調整が行われます。

・60歳から64歳までの方の支給停止調整変更額が47万円から46万円に変更となります。

(28万円の支給停止調整開始額については変更ありません。)

・65歳以上の方の支給停止調整額が47万円から46万円に変更となります。

総報酬月額相当額:(その月の標準報酬月額)+(直近1年間の標準賞与額の合計)÷12

詳しくは、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)をご覧ください。お近くの年金事務所にお問い合わせください。

第2回計画節電(ピークカット)実施のお知らせ

4月27日(水) 18:00~20:00

ピークカットとは、一日の中で電力使用量が多くなる夕方時間帯の使用量を最小限にするため、県民や産業界の皆様にご協力をいただき、計画的に節電を行うものです。皆様のご協力をお願い申し上げます。



新津商工会議所

No.298-2 2011年4月20日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

融資名	融資額	用途	期間	利率
セーフティ貸付	4,800万円	運 転 設 備	8年以内 15年以内	1.75% ~ <small>設備資金に関しては、融資実行後2年 間金利を0.5%引き下げとなります</small>
教育資金貸付	1学生あたり 300万円	教 育 資 金	15年以内	2.75%
経営改善貸付	1,500万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	1.95%

日本政策金融公庫国民生活事業の申込は当所か公庫新潟支店(新潟市中央区
万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)

資金繰り円滑化相談会

事業の円滑な資金調達にお困りの中小企業の皆様を支援するため、下記により
新津商工会議所を会場に定例相談会を開催いたしますのでお知らせいたします。
新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00~)
5月11日(水)・6月7日(火)
日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00~)
5月10日(火)・6月14日(火)
相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)

ワンポイント知識 中小企業関係の主な料率

法 令	項 目	料 率	適 用 時 期
法人税	中小法人の所得、年800万円 以下に対する軽減税率	15%	H23.4.1~H26.3.31
所得税	課税総所得金額 1,949,000円まで	5%	H19.1.1~
市・県民税	課税総所得金額 一律	10%	H19.6.1~
健康保険法	健康保険料 介護保険料	9.43% 1.51%	H23.3~(4月納付分から) H23.3~(4月納付分から)
厚生年金法	厚生年金保険料	16.058%	H22.9(10月納付分)~ H23.8(9月納付分)
国民年金法	国民年金保険料	15,020円	H23.4~H24.3
最低賃金	新潟県地域別最低賃金	681円	H22.10.21~

雇用・経営の安定のために

~返済不要の公的助成金を活用しよう!~

【主な助成金】

- 雇用の維持等
- ・中小企業緊急雇用安定助成金・・・事業活動の縮小に伴い雇用調整を行った事業主
- ・中小企業定年引上げ等奨励金・・・定年の引き上げや定年の定め廃止を実施した事業主等
- 新たな雇入れ等
- ・特定就職困難者雇用開発助成金・・・新たに高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者、緊急就職支援者又は65歳以上の離職者を雇い入れた事業主
- ・派遣労働者雇用安定化特別奨励金・・・受け入れている派遣労働者を直接雇い入れた事業主
- ・若年者等正規雇用化特別奨励金・・・年長フリーター等や内定を取り消された学生等を雇い入れた事業主
- ・障害者初回雇用奨励金(ファースト・ステップ奨励金)
・・・初めて障害者を雇い入れた中小企業事業主
- トライアル雇用
- ・試行雇用奨励金・・・中高年齢者や若年者等の特定の求職者を短期間の試行雇用として雇い入れた事業主
- 中小企業のため各種給付金
- ・人材確保等支援助成金・・・労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理改善等を行った中小企業事業主等
- ・中小企業雇用安定化奨励金
(正社員転換制度奨励金:共通処遇制度奨励金:共通教育訓練制度奨励金)
・・・有期契約労働者を正社員に転換させるなど雇用管理の改善を図った中小企業事業主
- パートタイム労働者の均衡待遇推進等
- ・短時間労働者均衡待遇推進等助成金・・・パートタイム労働者と通常の労働者との均衡待遇推進のための措置を講じた事業主
- 育児・介護労働者の雇用管理改善等
- ・育児・介護雇用安定等助成金(中小企業子育て支援助成金)
・・・育児・介護を行う労働者の雇用の安定に資する措置を講じた事業主等又は、育児休業者又は介護休業者に対して職場適応性や職業能力の低下を防止し、回復を図る措置を講じた事業主
- ・育児休業取得促進等助成金・・・労働者に対し育児休業又は養育のための短時間勤務制度を利用させ、経済的支援を行う事業主
- 能力開発等
- ・職場適訓練費・・・雇用保険の受給資格者等に職業訓練等を受講させた事業主
- ・キャリア形成促進助成金・・・労働者に職業訓練等を受講させた事業主

雇用関係の助成金は、その種類によって取扱機関が異なります。下記へおたずねください。

ハローワーク(22-2233) / 新潟労働局(025-234-5927) / 新津商工会議所(22-0121)